特定非営利活動法人　静岡県教育フォーラム　定款

第１章 総則

[名称]

第1条 この法人は、特定非営利活動法人静岡県教育フォーラムという。

[事務所]

第2条 この法人は事務所を静岡県藤枝市瀬古三丁目11番2号に置く。

第２章 目的及び事業

[目的]

第3条 この法人は静岡県下の青少年およびそれに関係する社会人を対象に、こどもを取り巻く諸問

題について、総合的に取り組み青少年の健康的な成長を促すことを目的にしています。また、青少

年の将来のために野外活動や相談会を開催することによって、生きる喜びを与えていきたいと考え

ています。そして、そのような活動に相応しいカウンセラ一等の養成にも努力し、広く青少年の育

成成長に寄与した事業や活動を進めるとともに、それらに取り組む諸団体への支援活動等を行うこ

とを目的とします。

[特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)第2

条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)社会教育の推進を図る活動

(3)子どもの健全育成を図る活動

(4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

[事業]

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(l)フリースクール等の運営に関する事業

(2)いじめ、不登校、高校中退等のカウンセリングに関する事業

(3)カウンセラー、スクールカウンセラ一等の育成事業

(4)野外活動等の体験学習に関する事業

(5)健全育成に関する相談会・講演会の開催事業

(6)健全育成に取り組む諸団体のネットワーク化および支援活動事業

(7)その他目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

[種別]

第6条 この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって法上の人員とする。

(1))正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの

(2)準会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの

(3)賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(4)特別会員

この法人に功労のあったもの又は学識経験者で、特別会員として理事会において推薦された個人又

は団体

[入会]

第7条　会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1)宗教の教義を広め、その信者を募り、これを教化育成することを入会の目的としないこと。

(2)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを入会の目的としないこと。

(3)特定の公職 (公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者若しくは公職にあ

る者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを入会の目的としないこと。

2 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込

むものとし、理事会は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由

がない限り、入会を認めなければならない。

3 準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理

事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるとき

は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。ただし、入会を認めた準会員及び賛助

会員については、すみやかに理事会に報告しなければならない，

4 理事長は、第2項及び第3項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもっ

て本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

[入会金及び会費]

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければ

ならない。

[会員資格の喪失]

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3)正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。

(4)除名されたとき。

2 準会員、賛助会員及び特別会員については第1項を準用する。

[退会]

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

[除名]

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名する

ことができる。

(1)法令及びこの定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機

会を与えなければならない。

[入会金及び会費の不返還]

第12条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

第４章 役員及び職員

[役員の種別及び定数]

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事長１名

(2)理事3名以上 (理事長を含む。)

(3)監事1名以上

[役員の選任等]

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶昔及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の１を超えて含ま

れることになってはならない。

[役員の職務]

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を

決定する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定

款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事

会の招集を請求すること。

[役員の任期等]

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任ざれた役員の任期は、前任者

又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない。

[役員の欠員補充]

第17条 理事又は監事のうち、その定款の３分の１を越える者が欠けたときには、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

[役員の解任]

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任する

ことができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機

会を与えなければならない。

[役員の報酬等]

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

[職員]

第20条 この法人の事務局に職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第５章 総会

[総会の種別]

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

[総会の構成]

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

[総会の権能]

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び予算の決定並びにその変更

(5)事業報告及び決算

(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)入会金及び会費の額

(8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担

及び権利の放棄

(9)事務局の組織及び運営

(10)その他この法人の運営に関する重要事項

[総会の開催]

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった

とき。

(3)第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

[総会の招集]

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に

臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも

5日前までに通知しなければならない。

[総会の議長]

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

[総会の定足数]

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

[総会の議決]

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

[総会の表決権等]

第29条　会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したも

のとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること～ができ

ない。

[総会の議事録]

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事

録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 6章 理事会

[理事会の構成]

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

[理事会の権能]

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

[理事会の開催]

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があった

とき。

(3)第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

[理事会の招集]

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に

理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面または電子メー

ルにより、少なくとも前日までに通知しなければならない。

[理事会の議長]

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

[理事会の議決]

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

[理事会の表決権等]

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席した

ものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができた

[理事会議事録]

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 7章 資産及び会計

[資産の構成]

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産

(2)入会金

(3)会費

(4)寄附金品

(5)資産から生ずる収益

(6)事業に伴う収益

(7)その他の収益

[資産の区分]

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

[資産の管理]

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

[会計の原則]

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

[会計の区分]

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

[事業計画及び収支予算]

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の1日前まで

に総会において、議決を経なければならない。

[暫定予算]

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理

事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

[予備費の設定及び使用]

第46条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

[予算の追加及び更正]

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は

更正をすることができる。

[事業報告及び決算]

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、復監事の監査を経て総会において、議決を経なけれ

ばならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはなら

ない。

[事業年度]

第49条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第 8章 定款の変更、解散及び合併

[定款の変更]

第50条 この定款を変更しょうとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

[解散]

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なけれ

ばならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

[残余財産の帰属]

第52条　この法人の解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点の総会において、議決承認された者に譲渡するものとする。

[合併]

第53条 この法人が合併しょうとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9章 公告の方法

[公告の方法]

第54条 この法人及びこの法人の貸借対照表の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、静岡新聞または官報に掲載して行う。

第 10章 雑則

[雑則]

第55条　この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかがわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

①入会金20,000円

②年会費12,000円

(2)準会員

①入会金10,000円

②年会費 6，000円

(3)賛助会員

年会費1口1，000円以上とする。

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第Ⅰ項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のと

おりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年5月31

日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定める

ところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13

年3月31日までとする。

附則

この定款は、平成29年7月15日から施行する。

附則

この定款は、平成30年4月10日から施行する。